



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

東京都港区西麻布四丁目 16 番 13 号
会社名 株式会社 駅 探
代表者名 代表取締役社長 中村 太郎
(コード番号：3646 東証マザーズ)
問合せ先 取締役コーポレート部長 秦野 元秀
(TEL. 03-6367-5951)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 13 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の今後の事業拡大に備え、期中でも臨機応変に新規事業を開始可能にするため、定款第 2 条（目的）を変更するものであります。
- (2) 当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第 29 条（社外取締役の責任免除）及び第 39 条（社外監査役の責任免除）を規定しております。今般、会社法第 427 条の改正により責任限定契約を締結することができる役員が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第 29 条及び第 39 条の規定を変更するものであります。
なお、定款第 29 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行	変更案
第 1 条（条文省略） （目的） 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 各種情報提供、情報収集、情報処理、 情報通信に関するサービス業 2. コンピューター及びその周辺機器・関連機器並びにソフトウェア等に関する企画、開発、設計、製造、販売、 賃借、保守、管理及び輸出入業	第 1 条（現行どおり） （目的） 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 各種情報・コンテンツ提供及び販売、 並びに情報処理サービス業 2. 通信・情報機器及びその周辺機器等に関する企画、開発、設計、製造、販売、 賃貸、保守、管理及び輸出入

(下線は変更箇所を示します。)

現行	変更案
<p>(新設)</p> <p>3. 各種マーケティング及びコンサルティング業務</p> <p>4. 広告の企画、制作及び広告代理業</p> <p>5. 印刷物及び出版物の企画・制作及び販売業務</p> <p>6. 電気通信事業法に定める電気通信事業</p> <p>7. 電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務</p> <p>8. <u>オフィス・オートメーション機器、付属機器、付属材料、事務用機器、事務用物品の販売、リース、取付工事及びメンテナンス業</u></p> <p>9. 通信販売業</p> <p>10. 物品の輸送並びに保管に関する業務、並びに宅配便の委託取次業務</p> <p>11. 各種チケットの受託販売</p> <p>12. 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>13. 各種施設及びサービスの予約代行業務</p> <p>14. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業</p> <p>15. 古物の売買及び取次業務</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>16. 前各号に附帯、関連する一切の事業</p> <p>第3条～第28条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社</u></p>	<p>3. <u>ソフトウェア・プログラム等に関する企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、保守及び管理</u></p> <p>4. 各種マーケティング及びコンサルティング業務</p> <p>5. 広告の企画、制作及び広告代理業</p> <p>6. 印刷物及び出版物の企画・制作及び販売業務</p> <p>7. 電気通信事業法に定める電気通信事業</p> <p>8. 電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務</p> <p>(削除)</p> <p>9. 通信販売業</p> <p>10. 物品の輸送並びに保管に関する業務、並びに宅配便の委託取次業務</p> <p>11. 各種チケットの販売</p> <p>12. 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>13. 各種施設及びサービスの予約代行業務</p> <p>14. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業</p> <p>15. 古物の売買及び取次業務</p> <p>16. <u>クレジットカード業</u></p> <p>17. <u>貸金業及び金融商品取引業</u></p> <p>18. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>19. <u>著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介</u></p> <p>20. <u>その他商業全般</u></p> <p>21. <u>前各号に関する調査、企画、研究、開発、研修及びコンサルティング業務</u></p> <p>22. <u>その他前各号に附帯、関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定</u></p>

(下線は変更箇所を示します。)

現行	変更案
<p>外取締役の<u>会社法</u>第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>により、<u>業務執行取締役</u>等でない取締役との間で、当該取締役の<u>同法</u>第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
第 30 条～第 38 条 (条文省略)	第 30 条～第 38 条 (現行どおり)
<p>(<u>社外監査役</u>の責任免除)</p> 第 39 条 当社は、 <u>社外監査役</u> との間で、当該社外監査役の <u>会社法</u> 第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	<p>(<u>監査役</u>の責任免除)</p> 第 39 条 当社は、 <u>会社法</u> 第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間で、当該監査役の <u>同法</u> 第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第 40 条～第 45 条 (条文省略)	第 40 条～第 45 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日 (予定)

以上